

改正前	改正後	備考
ご家族登録制度規約 (平成 30 年 3 月 26 日制定) (令和 <u>3</u> 年 4 月 1 日改正) 第 1 条（制度趣旨）～第 9 条（規約の変更）（略） 第 10 条（情報の利用） 会社および機構は、登録済契約者の保険契約等の内容、登録ご家族に関する情報、および本制度の利用に係る過程で知り得た情報を、個人情報の保護に関する法律、<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律</u>等の関係法令に従い、会社にあつては会社が取得した情報について第 1 号アからオまでに掲げる目的で、機構にあつては機構が取得した情報について第 2 号アからウまでに掲げる目的でそれぞれ利用します。 また、会社の業務の遂行上必要な範囲で業務を外部へ委託する場合、必要な範囲で上記の情報を委託先に提供することがあります。 ① 会社が取得した情報 ア 第 3 条第 3 項、第 4 項および第 5 項に規定する行為 イ 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い ウ 関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 エ 会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 オ その他保険に関連・付随する業務 ② 機構が取得した情報 ア 第 3 条第 3 項、第 4 項および第 5 項に規定する行為 イ 機構を保険者とする簡易生命保険契約の維持管理、保険金等のお支払い ウ その他前イに関連・付随する業務	ご家族登録制度規約 (平成 30 年 3 月 26 日制定) (令和 <u>4</u> 年 4 月 1 日改正) 第 1 条（制度趣旨）～第 9 条（規約の変更）（略） 第 10 条（情報の利用） 会社および機構は、登録済契約者の保険契約等の内容、登録ご家族に関する情報、および本制度の利用に係る過程で知り得た情報を、個人情報の保護に関する法律等の関係法令に従い、会社にあつては会社が取得した情報について第 1 号アからオまでに掲げる目的で、機構にあつては機構が取得した情報について第 2 号アからウまでに掲げる目的でそれぞれ利用します。 また、会社の業務の遂行上必要な範囲で業務を外部へ委託する場合、必要な範囲で上記の情報を委託先に提供することがあります。 ① 会社が取得した情報 ア 第 3 条第 3 項、第 4 項および第 5 項に規定する行為 イ 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金等のお支払い ウ 関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理 エ 会社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実 オ その他保険に関連・付随する業務 ② 機構が取得した情報 ア 第 3 条第 3 項、第 4 項および第 5 項に規定する行為 イ 機構を保険者とする簡易生命保険契約の維持管理、保険金等のお支払い ウ その他前イに関連・付随する業務	「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が改正個人情報保護法の施行をもって廃止されるため、削除